

経済産業省委託事業

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品
の流通についての ISP 責任に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第 10 章 タイ



1. 主要なオンラインショッピングサイトの概観

Weloveshopping.com	
U R L	http://www.weloveshopping.com
知名度	Alexa Rank 「34 位/タイ」「4,990 位/グローバル」 Facebook いいね! 「136,222」 ユニークユーザー数 292,361 ページビュー 2,478,853
概 要	東南アジア No.1 のオンラインショッピングモールであり、出店者に対しては無料でスペースを提供している。「the coolest lifestyle shopping mall web site (最もクールなライフスタイルのショッピングモールウェブサイト)」をスローガンとしている。
TARAD.com	
U R L	http://www.tarad.com
知名度	Alexa Rank 「55 位/タイ」「8,138 位/グローバル」 Facebook いいね! 「308,930」 ユニークユーザー数 124,104 ページビュー 608,135
概 要	タイで最も大きなショッピングモールウェブサイトであり、主要な E コマース企業が運営している。同社は 2009 年以降は日本の楽天株式会社に保有されている。
PantipMarket.com	
U R L	http://www.pantipmarket.com
知名度	Alexa Rank 「54 位/タイ」「68,471 位/グローバル」 Facebook いいね! 「4,344」 ユニークユーザー数 118,044 ページビュー 710,567
概 要	新品と中古品の両方を取り扱うショッピングサイト。出品者に広告スペースを提供している。
Pramool.com	

U R L	http://www.pramool.com
知名度	Alexa Rank 「237 位/タイ」「28,287 位/グローバル」 Facebook いいね！「1,710」 ユニークユーザー数 100,201 ページビュー 231,536
概 要	新品と中古品の両方についてのオークションウェブサイト。購入者は世界中に広がる。
dealfish.co.th	
U R L	http://www.dealfish.co.th
知名度	Alexa Rank 「6 位/タイ」「893 位/グローバル」 Facebook いいね！「991,049」 ユニークユーザー数 95,444 ページビュー 1,105,178
概 要	タイの各地域ごとの商品やサービスについての検索サービスを提供するオンラインショッピングサイト。
88DB Thailand	
U R L	http://th.88db.com
知名度	Alexa Rank 「285 位/タイ」「6,895 位/グローバル」 Facebook いいね！不明 ユニークユーザー数 43,470 ページビュー 98,714
概 要	メンバー制のショッピングサイトであり、所定の取引条件及びフォーマットにより取引される。
PlazaThai.com	
U R L	http://www.plazathai.com
知名度	Alexa Rank 「367 位/タイ」「49,395 位/グローバル」 Facebook いいね！「19,381」 ユニークユーザー数 38,472 ページビュー 108,429
概 要	タイの主要なショッピングサイトを網羅し、価格比較を可能にしているショッピングサイト。
ThaiSecondhand.com	
U R L	http://www.thaisecondhand.com
知名度	Alexa Rank 「317 位/タイ」「44,051 位/グローバル」 Facebook いいね！「551」

	ユニークユーザー数 35,783 ページビュー 190,626
概要	中古品についてはタイ最大とされ、Tarad.com の関連サイトとされている。
Be2hand.com	
URL	http://www.be2hand.com
知名度	Alexa Rank 「553 位/タイ」「70,815 位/グローバル」 Facebook いいね! 「4,344」 ユニークユーザー数 29,783 ページビュー 59,256
概要	オンライン広告及びその他のウェブ関連サービス（ウェブデザイン、オンラインホスティング、サーバー関連取引等）を取り扱う。

2. ISP の法的責任

(1) インターネット上での知的財産権侵害に関する ISP 責任を定めた法律等

タイでは、ISP の責任を規律する特別な制定法、判例法、その他の法原則は存在しないとのことである。したがって、その責任の所在は、伝統的な知的財産法によって判断されることとなる。

具体的には、タイ特許法(Patents Act B.E. 2522)³⁹36 条 1 項及び 2 項、85 条、86 条及び 88 条、タイ商標法(Trademarks Act B.E. 2534)⁴⁰44 条、46 条、110 条及び 112 条、タイ著作権法(Copyright Act B.E. 2537)⁴¹27 条、30 条、31 条、69 条及び 70 条、タイ消費者保護法(Consumer Protection Act B.E. 2522)⁴² 22 条、27 条、28 条、41 条及び 47 条、タイ民商法典(The Civil and Commercial Code)⁴³18 条、420 条及び 421 条並びにタイ刑法(The Penal Code)⁴⁴ 83 条、86 条、271 条及び 272 条 1 項の適用が考えられるとのこと

³⁹ タイ特許法については、特許庁による日本語訳が入手可能である (<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf>)。また、WIPO の英語訳が入手可能である (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129773)。

⁴⁰ タイ商標法については、特許庁による日本語訳が入手可能である (<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/shouhyou.pdf>)。また、WIPO の英語訳が入手可能である (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129771)。

⁴¹ タイ著作権法については、公益社団法人著作権情報センターによる日本語訳が入手可能である (http://www.cric.or.jp/db/world/thai/thai_h1.html)。また、WIPO の英語訳が入手可能である (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129762)。

⁴² タイ消費者保護法については、WIPO の英語訳が入手可能である (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=185589)。

⁴³ タイ民商法典については、JETRO による日本語訳が入手可能である (http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_018.pdf 及び http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_019.pdf)。

⁴⁴ タイ刑法については、以下のサイトから英語訳が入手可能である。 (<http://www.samuiforsale.com/law-texts/thailand-penal-code.html>)

である。

(2) ISP 責任が認められるための要件

上述のとおり、タイでは、ISP の責任を規律する特別な法制は存在しないとのことであり、ISP が責任を負うのは、直接の侵害者と連帯責任を負う場合又は ISP 自身が侵害を行っているとして認定できるような場合に限定される。しかしながら、実際にそのような責任が認定された先例は存在しないようである。

この点、直接の侵害者と連帯責任を負う場合として、たとえば ISP にタイ刑法 86 条に定める幫助犯が成立する場合が考えられる⁴⁵。その一例として、ISP が、権利侵害品であることを知った後にも当該 ISP のウェブサイト当該侵害品の販売に使用させたために、故意に知的財産侵害品の販売の継続を助けたと認定できるような場合が考えられる。

なお、先例等は存在しないものの、権利者と主張する者からの求めにより、ISP が十分な注意をもって権利侵害と判断して、ウェブ上のコンテンツの削除を行った場合、仮に後に実際には権利侵害ではなかったことが判明したとしても、ISP の責任が問われることはないだろうとのことである。

(3) ISP 責任に関する重要裁判例等

タイにおいて、現在のところ、ISP の上記責任に関する裁判例は見当たらないとのことである。

3. ISP に対する実務的措置

(1) 推奨される対応

タイでは、証拠開示（ディスカバリー）制度も導入されておらず、ISP から侵害被疑者を特定する情報を入手することは困難であるため、権利者が独力で侵害被疑者の物理的所在を確認するほかないのが現状のようである⁴⁶。

侵害被疑者の物理的所在が特定できた場合には、侵害被疑者への責任追及手段としては(a)警察への刑事告訴、(b)裁判所に対する私的な刑事告訴及び(c)民事訴訟が挙げら

⁴⁵ なお、タイ刑法上の幫助犯の場合には、正犯に対する法定刑の 3 分の 2 が罰則の上限となる。

⁴⁶ 商品販売のケースでは、ウェブサイト上の記載から侵害者の物理的所在地が容易に明らかになる場合もある。しかし、そのような記載がない場合には、オンライン調査の専門家による徹底的な調査が必要となる場合もある。これらの専門家は、たとえば、侵害者が使用している Facebook や Twitter といった SNS の記載等を手がかりに情報収集を行うとのことである。また、実際に商品を購入してみても発送地を特定したり、通信会社の助けを得て発送者の電話番号から侵害者を割り出したりすることもあるとのことである。

れる。(a)は、偽造品等権利侵害が明らかな場合に用いられ、令状を取得した警察による強制捜査と、それに引き続き検察官が訴追する IP&IT 裁判所 (Central Intellectual Property and International Trade Court) における裁判手続が行われる。(b)は、商標権侵害か否かが明確でない等、警察が動かない場合に用いられ、被害者が直接 IP&IT 裁判所に提訴し、裁判所が刑事公判を行うかどうかを判断する。(c)では、差止請求及び損害賠償請求を求めることができる。なお、いずれの手段をとるかにかかわらず、法的手続きの前に、侵害者に対して違法行為を停止することを求める書面を送付することもあり得る。

(2) ISP に知的財産権侵害品の削除等を求める実務的留意点

上記(1)を参照されたい。

(3) 予想される ISP 側の対応及び実例

タイでは発信者情報を開示させるための法律上の根拠がないため、ISP が、自らに対する責任が追及されるとの現実的かつ差し迫ったプレッシャーを感じない限り、自発的に協力するという事態は考えにくい。そのため、現実的には、侵害被疑者の物理的所在を独力で突き止め、その責任を追及することに注力しているのが現状のようである。

ISP 側が協力した実例としては、権利者の商標が違法に Facebook 上で用いられた事例において、Facebook の削除申立ての経路を通じて削除に成功したというものがあるが、Facebook は多国籍企業であるため、厳密にはタイの事例とは言い難い。

(4) インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無

特定のフォーラムは存在しないとのことである。

経済産業省委託

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品の流通

についての ISP 責任に関する制度の調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。